

令和5年度 男女共同参画市民企画講座事業実施要領

1 事業の目的

男女共同参画社会の実現のためには、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を果たし、協働して取り組んでいく必要がある。市民の参画を促進し、地域の実情に応じた実践的な活動により課題解決を図ることを目的に、市民自らが企画した男女共同参画に資する講座を実施する。

2 対象となる事業

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた内容の講座であること。
- (2) 広く一般に公開される講座であること。
- (3) 営利を目的とした活動や、政治活動、宗教活動にあたらぬものであること。
- (4) 応募企画について、他の補助金等の助成を受けていないこと。
- (5) 原則として参加者から受講料等を徴収しない講座であること。(ただし、材料費等必要最小限の受益者負担金の徴収は認めるものとする。)

3 応募資格

- (1) 市内を拠点に定期的に活動を行っており、おおむね5名以上で構成する市民団体・グループであること。
- (2) 政治、宗教及び営利を目的としていない団体、またこれらの誤解を招くおそれがない団体であること。
- (3) 応募者が講座の企画運営等すべてに携わることができること。

4 支援内容

- (1) 外部講師への謝礼等(1講座2万円を上限とする。)
- (2) 開催場所の提供(津山男女共同参画センター「さん・さん」会議室、和室)
- (3) 広報(市ホームページ、市フェイスブックへの掲載、市記者クラブへの情報提供、FMつやま・防災行政無線の活用等)

5 講座実施期間

令和5年5月1日(月)～令和6年3月21日(木)

津山男女共同参画センター「さん・さん」で実施する場合には「さん・さん」の開館日

6 募集数 2講座程度

7 応募方法

「市民企画講座企画応募用紙」に必要事項を記入の上、津山男女共同参画センター「さん・さん」に提出する。

8 応募締切 令和5年4月30日(日)

募集数に達しない場合は期間を延長し、応募を受け付けします。

9 企画の採用

- (1) 応募のあった企画は、審査のうえ採否を決定し、応募者に通知する。
- (2) 企画の採否にあたっては、下記の点に留意し決定する。
 - ①市民や地域のニーズを的確に捉えた内容であること。
 - ②課題解決に向けて効果的な方法が盛り込まれていること。
 - ③市の広報以外でも独自に多くの市民に対しPRできること。
 - ④採用が決定した後であっても、企画を実施すること困難であると市が判断した場合は、いつでも採用を取り消すことができるものとする。

10 実施報告

企画講座終了後、1カ月または令和6年3月31日のいずれか早い日までに「実施報告書」を提出するものとする。